

## 雇用保険の雇用調整助成金の支給が不適正

1件 不正当金額(支出) 331万円  
(前年度 1件 2498万円)

### 1 保険給付の概要

雇用調整助成金は、雇用保険(後掲71ページ参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、雇用する被保険者(被保険者)について休業若しくは教育訓練(休業等)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等の実施に関する協定(協定)を結び、協定に基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額については、<sup>(注1)</sup>休業等を行った期間ごとに、<sup>(注2)</sup>1人1日当たりの平均賃金額に協定による休業手当の支払率及び所定の助成率を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定することなどとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(労働局)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することなどとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、雇用調整助成金の支給を行うことなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については1/2、中小企業の事業主については2/3

### 2 検査の結果

<sup>(注3)</sup>2労働局管内において平成28、30両年度に支給を受けた2事業主は、協定に基づく額の休業手当を支払っていないのに支払ったと偽ったり、休業を行っていないのに支払ったと偽ったりして、雇用調整助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する雇用調整助成金の支給額計331万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

(注3) 2労働局 北海道、宮崎両労働局

#### <事例>

北海道労働局は、事業主Aから、28年5月から同年12月までの間に、8回、延べ293人日の休業を行い、協定に基づいて当該休業を行った日に係る基本給の100%に相当する額を休業手当として支払ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計228万円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者に対する休業手当の支払状況について事実と相違する添付書類を作成して、協定に基づく額の休業手当を支払っていないのに、上記のとおり支払ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計228万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労 働 局 名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認められる雇用調整助成金
北 海 道	4	1	円 228万	円 228万
宮 崎	4	1	円 103万	円 103万
計	8	2	円 331万	円 331万